

次期新宿区総合案内用A I チャットボット構築・運用保守業務委託に係る プロポーザル募集要項

1 プロポーザルの趣旨

本業務委託においては、民間事業者のノウハウと創意工夫を最大限に活かすことが有効であることから、業務内容等についての企画提案を求めるプロポーザルを実施する。

2 契約内容

(1) 業務内容

次期新宿区総合案内用A I チャットボット構築・運用保守

(詳細は、別紙「次期新宿区総合案内用A I チャットボット構築・運用保守業務委託企画提案参考仕様書」のとおり)

(2) 履行期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日（水）

(3) 契約予定日

令和8年4月1日（水）

(4) 新宿区総合案内用A I チャットボット本番稼働開始予定日

令和8年9月1日（予定）

(5) 予定額（上限額）

¥ 7,315,000 — (消費税等含む)

<内訳>

- ・システム構築経費（令和8年度分）
- ・システム運用保守経費（令和8年9月～令和9年3月分）（令和8年度分）
- ・本件に係る契約締結は、令和8年度予算が区議会にて成立することを条件とする。
- ・実際に締結する契約については、別途協議の上、成立した令和8年度当初予算の範囲内の金額で締結する。

3 応募資格

応募資格は、以下の条件をすべて満たす事業者とする。基準日は、公募開始の日とする。なお、契約時までに下記の応募資格を欠いた場合は、契約をしないことができるものとする。

- （1） 業務責任者がA I チャットボットに関する知識及び技術を有し、令和4年度以降、業務責任者による区市町村での類似業務の実績があること。
- （2） 別紙「次期新宿区総合案内用A I チャットボット構築・運用保守業務企画提案参考仕様書」に基づく業務を行えること。
- （3） 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する欠格条項に該当しないこと。
- （4） 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、新宿区の物品買入れ等競争入札参加資格を取得していること。
- （5） 従業員等に社会保険加入資格がある場合は、加入させていること。
- （6） 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況ないこと。

- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適応を申請した者にあっては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者にあっては、同法に基づき裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (9) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成 13 年 10 月 1 日 13 新総財第 550 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (10) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 3 日 23 新総契契第 2218 号）別表の左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。

4 応募手続

（1）参加申請兼誓約書の提出

① 受付期間

令和 8 年 1 月 21 日（水）～2 月 3 日（火）午後 5 時まで

※「次期新宿区総合案内用 A I チャットボット構築・運用保守業務に係るプロポーザル実施要領」を、新宿区ホームページに掲出する。

② 提出方法

以下の参加申請フォームにより提出すること。

<https://logoform.jp/form/kubz/1355735>

③ 提出書類

	提出書類	様式
1	参加申請兼誓約書	参加申請フォームの入力による
2	会社概要	※ 1

※ 1 会社概要の様式は問わず、通常の広報で使用しているものでよい。

（2）企画提案書等の提出

① 受付期間

令和 8 年 1 月 21 日（水）～2 月 10 日（火）午後 5 時まで

なお、提出期限までに本応募要項 4 （2）に記載する企画提案書等の提出がない場合には、辞退したものとみなす。

② 提出方法

以下の企画提案書等送信フォームにより提出すること。

なお、本応募要項 4 （1）で定める参加申請を行った者のみが企画提案書等を送信することができる。

<https://logoform.jp/form/kubz/1363052>

③ 提出書類

	提出書類	様式
1	企画提案書（正本）	本応募要項4（2）④を参照のこと
2	企画提案書（副本）	正本の表紙を除いたものを副本とすること
3	企画提案概要書	第1号様式（Excel形式）
4	仕様確認書	第2号様式（Excel形式）
5	見積書	第3号様式（Excel形式）

④ 企画提案書の内容

次の各項目について、企画提案書に必ず盛り込み、画像・イラスト・図等を活用して分かりやすい提案書にすること。仕様は、A4横向き、横書き、PDF形式とする。ただし、これにし難い事情があると区が認めた場合には、この限りでない。

提出する際は各ページにページ番号（通し番号）を記載し、項目ごとにしおりを付けること。

表紙には、事業者名、所在地、代表者、あて先（新宿区総合政策部長）を記載すること。

なお、選定の中立性を担保するため、選定は表紙を除いた資料で実施する。そのため、表紙以外のページには企画提案者名が特定できる表記（ロゴマーク含む）は記載しないこと。

第2段階評価のプレゼンテーションは提出済みの企画提案書（副本）をディスプレイに表示して説明すること。デモ環境以外は新たな資料の追加はできないものとする。

企画提案書の提出期限後における差替え及び再提出は一切認めない。

表紙	
業務責任者による類似業務の実績	
1 構築及び運用の基本方針への対応について	
2 企画提案について	
(1)	システム構築
(2)	スケジュール
(3)	システムの基本条件 システム提供環境、システム規模
(4)	問い合わせ対応機能
(5)	システム管理機能
(6)	区ホームページ等との自動連携
(7)	分析及び誤回答防止のための取組
(8)	運用支援
(9)	システムセキュリティ・障害対応
3 事業者について	
(1)	導入実績
(2)	業務推進体制
(3)	経費

5 質問の提出

(1) 受付期間

令和8年1月21日（水）～2月3日（火）午後5時

(2) 受付及び回答方法

本応募要項4（1）で定める参加申請を行った者は、プロポーザルの応募書類の作成に関する質問を行うことができる。質問については、以下の質問フォームから送信すること。

<https://logoform.jp/form/kubz/1359044>

(3) 回答方法

令和8年2月5日（木）午後5時までに、区公式ホームページに回答を掲載する。

※応募書類の作成に係る質問以外は回答しない。

6 選定方法

次期新宿区総合案内用AIチャットボット構築・運用保守委託に係る業者選定委員会が、以下のとおり選定を行う。

(1) 第1段階評価（第1次選定）

提出された企画提案書等に不備がない事業者について、企画提案書等をもとに評価し、上位の3者（企画提案書の提出者が3者に満たない場合は全者）を、第2段階評価を行う事業者として選定する。ただし、評価点が満点の6割に満たない場合は、第2段階評価を行う事業者として選定しない。

なお、評価結果については、第1段階評価終了後、全ての参加者に対して電子メール等により通知する。電子メール等を受信した際は、受信確認の電子メール等を発信元に返信すること。

(2) 第2段階評価（第2次選定）

第2段階評価を行う事業者を対象に、指定する日時及び場所において、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。プレゼンテーションにおいては、企画提案書（副本）による説明のほか、デモ画面を使用した操作画面の説明も行うこと。プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、業務責任者をあわせて最大5名以内とし、次のとおり行う予定である。

なお、第1段階評価終了後に第2段階評価参加者に対して質疑及び要望事項を通知し、ヒアリングの際に回答を求めることがある。

【プレゼンテーション（デモ画面による説明を含む）及びヒアリングの概要（予定）】

ア 開催日 令和8年3月12日（木）

イ 場所 新宿区役所本庁舎（新宿区歌舞伎町1-4-1）

ウ 内容 ①企画提案書（副本）に沿って提案事項の説明

②デモ画面で利用者が使う画面の説明

③デモ画面で区職員が利用する機能の操作方法の説明

④提案事項に関する質疑応答

※①～③で最大30分、④で最大30分程度を予定

※投影用の大型ディスプレイ及び接続用のHDMIケーブルは区で用意するが、PCその

他必要なものは参加者が用意すること。

※実施日等は第1段階評価終了後に電子メール等により通知する。

電子メール等を受信した際は、受信確認の電子メール等を発信元に返信すること。

(3) 受託候補者の選定

特別の事情がある場合を除き、見積書の金額が委託契約上限額を下回る事業者のうち、第1段階評価及び第2段階評価の合計評価点に、見積書の金額を基に算出した価格評価点を加えた値の最高点者を受託候補者として選定する。

(4) 評価基準

ア 第1段階評価

評価項目	評価基準
1 企画提案について	
(1) システム構築	・システム構築が仕様で定める要件を満たして適切に実施できるか
(2) スケジュール	・スケジュールが仕様で定める要件を満たして適切に実施できるか
(3) システムの基本条件 システム提供環境、システム規模	・システムの基本条件、システム提供環境、システム規模が仕様で定める要件を満たして適切に実施できるか
(4) 問い合わせ対応機能	・問い合わせ対応機能が仕様で定める要件を満たして適切に実施できるか
(5) システム管理機能	・システム管理機能が仕様で定める要件を満たして適切に実施できるか
(6) 区ホームページ等との自動連携	・区ホームページ等との自動連携が仕様で定める要件を満たして適切に実施できるか
(7) 分析及び誤回答防止のための取組	・分析及び誤回答防止のための取組が仕様で定める要件を満たして適切に実施できるか
(8) 運用支援	・運用支援が仕様で定める要件を満たして適切に実施できるか
(9) システムセキュリティ・障害対応	・システムセキュリティ・障害対応が仕様で定める要件を満たして適切に実施できるか
2 事業者について	
(1) 導入実績	・他自治体等への導入実績から、本業務を確実に遂行できる能力を有しているか
(2) 業務推進体制	・企画内容を実現するために十分な人員体制となっているか

イ 第2段階評価

評価項目	評価基準
1 企画提案内容の有効性	・企画提案内容は区の意図を正確に捉えたチャットボットを実現できるものであるか
2 企画の実現性・取組姿勢	・企画提案内容は実現可能なものであるか ・意欲的に取り組む姿勢はあるか
3 利用者の利便性	・利用者が問い合わせしやすく、使い続けてもらえるシステムになっているか
4 区職員の操作性	・区職員が効果的・効率的に運用できるシステムになっているか ・区職員の負担軽減に寄与する取組があるか

5 総合評価	・魅力的なシステムの構築及び運用後の十分なサポートを期待できる事業者であるか
--------	--

(5) 選定結果の通知

評価結果については、第2段階評価終了後、第2段階評価に参加した全ての事業者に対して電子メール等により通知する。電子メール等を受信した際は、受信確認の電子メール等を発信元に返信すること。

(6) 結果の公表

選定後、件名、受託候補者名、選定委員の内訳をホームページにて一年間公表する。

7 参加者の失格

参加者が次の事項に該当した場合には、失格とする。

- (1) 実施要領に定める手続きを遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 選定の公平性に影響を与える行為があった場合

8 参加の辞退

参加者は、申請をしてから事業者の選定があるまでの間、プロポーザルへの参加を辞退することができる。ただし、辞退の理由を付して、参加辞退書（第8号様式）により行うこと。

9 その他

(1) 提出物の取扱い

企画提案書等の提出物については、区の所有物として区が保管、管理又は廃棄し、参加者へは返却しない。参加者は著作権法に規定された著作権者としての権利を主張しないものとし、企画提案書等の提出物は理由の如何にかかわらず返却しない。

(2) 本件プロポーザルは、業務の受託候補者を選定するため行うものであり、契約の決定は別途行う。

(3) 契約にあたっては、採用された企画提案書の内容について、区は選定委員会における選定結果に抵触しない範囲で受託者と協議のうえ、変更することができるものとする。

(4) 参加経費等

プロポーザルの参加に要する経費は、参加者及び参加予定者が負担するものとし、区はいかなる経費も負担しない。

(5) 適正な手続きの順守

申請書類の虚偽記載の場合、無効とする。また、次期新宿区総合案内用A I チャットボット構築・運用保守業務委託に係る業者選定委員との接触を禁ずるものとし、違反した場合には評価対象から除外する。

(6) 新宿区公契約条例（令和元年新宿区条例第2号）に定める労働環境の適正性の確認について理解し、適用対象となった場合は契約締結後に必要な書類（労働環境確認報告書等）を提出すること。

(7) 企画提案書等の提出物は、情報公開制度の趣旨に則り個人情報や事業者の正当な利益を害する恐れがある情報を除き、原則公開となる。

10 スケジュール

令和8年2月24日（火） 第1段階評価（書類選定）
2月26日（木） 第1段階評価結果通知
3月12日（木） 第2段階評価（プレゼンテーション及びヒアリング）
3月下旬 第2段階評価結果通知

11 問合せ先

新宿区 総合政策部 区政情報課 広聴係（歌舞伎町1-4-1、区役所本庁舎3階）

電話：03-5273-4065

ファックス：03-5272-5500

メールアドレス：kuseijoho@city.shinjuku.lg.jp

（担当）黒崎